

手続きは以下の手続き可能施設で行ってください。

※どの窓口に行っても手続きは可能ですが、利用したい施設がある地区公民館窓口に行っていた方が、スムーズに手続きができます。

手続きができる施設	利用したい施設
【打田生涯学習センター】 〒649-6417 住 所：紀の川市西大井363番地 電話番号：0736-77-3140	【打田地区】 打田地区公民館 東大井コミュニティセンター 【粉河地区】 粉河地区公民館 粉河ふるさとセンター リハーサル室 竜門コミュニティセンター
【粉河ふるさとセンター】 〒649-6531 住 所：紀の川市粉河580番地 電話番号：0736-73-3312	【那賀地区】 那賀地区公民館 【桃山地区】 桃山地区公民館 ふれあいコミュニティセンター
【那賀総合センター】 〒649-6631 住 所：紀の川市名手市場1456番地 電話番号：0736-75-2221	【貴志川地区】 貴志川地区公民館 貴志川生涯学習センター リハーサル室 丸栖コミュニティセンター 東貴志コミュニティセンター 西貴志コミュニティセンター 中貴志コミュニティセンター
【桃山会館】 〒649-6112 住 所：紀の川市桃山町調月384 電話番号：0736-66-2288	
【貴志川生涯学習センター】 〒640-0415 住 所：紀の川市貴志川町長原447番地1 電話番号：0736-64-2273	
【東大井コミュニティセンター】 〒649-6405 住 所：紀の川市東大井393番地3 電話番号：0736-77-3140 （打田生涯学習センター）	東大井コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。打田生涯学習センターにお問い合わせください。
【竜門コミュニティセンター】 〒649-6565 住 所：紀の川市杉原25番地 電話番号：0736-73-7075	竜門コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。粉河ふるさとセンターにお問い合わせください。

【ふれあいコミュニティセンター】 〒649-6124 住 所：紀の川市桃山町市場1番地2 電話番号：0736-66-1107	ふれあいコミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。桃山会館 にお問い合わせください。
【丸栖コミュニティセンター】 〒640-0401 住 所：紀の川市貴志川町丸栖658番地 電話番号：0736-64-7270	丸栖コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川生 涯学習センターにお問い合わせください。
【東貴志コミュニティセンター】 〒640-0422 住 所：紀の川市貴志川町岸小野180番地 電話番号：0736-64-3877	東貴志コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川生 涯学習センターにお問い合わせください。
【西貴志コミュニティセンター】 〒0736-65-2211 住 所：紀の川市貴志川町長山24番地 電話番号：0736-65-2211	西貴志コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川生 涯学習センターにお問い合わせください。
【中貴志コミュニティセンター】 〒640-0412 住 所：紀の川市貴志川町上野山28番地 電話番号：0736-65-1155	中貴志コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川生 涯学習センターにお問い合わせください。

ただし、下記指定施設につきましては、指定窓口にて手続きを行ってください。

指定窓口	指定施設
【指定施設】 粉河ふるさとセンター 〒649-6531 住 所：紀の川市粉河580番地 電話番号：0736-73-3312	【指定施設】 粉河ふるさとセンター 大ホール・楽屋A・楽屋B・小ホール
【指定施設】 貴志川生涯学習センター 〒640-0415 住 所：紀の川市貴志川町長原447番地1 電話番号：0736-64-2273	【指定施設】 貴志川生涯学習センター 大ホール・エントランスホール・展示ホー ル・楽屋1・楽屋2・楽屋3